

## 公益信託荘内銀行ふるさと創造基金 募集要項

|              |   |
|--------------|---|
| 趣旨           | 山形県内における学校教育、社会教育、文化の振興に関する生涯学習に資する活動を支援します。  |
| 助成の対象となる活動   | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校における教育的な活動</li><li>○ 地域住民と一体となった社会教育的な活動</li><li>○ 県内に伝わる文化的な活動</li></ul>   |
| 助成の対象とならない事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 宗教的、政治的宣伝意図を有する活動</li><li>○ 営利を目的とする団体・個人およびその活動</li><li>○ 反社会的勢力もしくはそれらと密接な関係がある団体・個人およびその活動</li></ul>   |
| 助成対象活動期間     | 2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)  |
| 助成金額         | 1団体につき10～40万円、かつ活動の所要額を限度とします。活動内容や活動規模および申請額に基づき、金額を決定します。   |
| 助成金の使途       | 活動に関する費用であれば、機材費、会場費、消耗品費、旅費、謝礼金等を含め、その内容を問いません。ただし、人件費は対象外です。  |
| 選考基準         | 助成先決定にあたっては、運営委員会による審査・選考があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の教育力を高める、または教育環境を整える活動であること。</li><li>○ 個性的・先進的な取り組みで、地域に密着した活動であること。</li><li>○ 夢のあるチャレンジ精神豊かな活動であること。</li><li>○ その他公益信託の設定趣旨に基づいた活動であること。</li></ul> |
| スケジュール       | 2025年4月下旬～5月上旬 選考結果を書面で通知<br>6月上旬 助成金贈呈式<br>7月下旬 助成金支給<br>2026年6月末日まで 活動報告書提出   |
| 助成金の返戻       | 申請活動が中止または継続不能になった場合、助成金の全部または一部を返戻していただきます。  |
| 報告の義務        | 助成を受けた団体には、助成対象事業終了後、活動の結果および会計についてご報告(領収書も添付)いただきます。   |